

京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例（平成17年3月25日京都市
条例第74号）（文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課）

京都市市民スポーツ会館の体育室及び会議室の使用料の適正化を図るため、こ
れらを次のとおり改定することとしました。

1 体育室

(1) 使用料（超過使用料を除く。）

区 分			改 正 前				改 正 後			
			午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日
体育館競 技場の全 面と併用 する場合	アマチュア	休日等	6,500円	10,000円	14,000円	30,000円	7,000円	12,000円	16,000円	35,000円
	スポーツ	その他の日	5,000	7,500	11,000	23,000	6,000	9,000	13,000	28,000
面と併用 する場合	そ の 他	休日等	19,500	30,000	42,000	90,000	22,000	35,000	48,000	105,000
		その他の日	15,000	22,500	33,000	69,000	17,000	26,000	38,000	81,000
その他（全面使用（1時間につき））			1,000				1,200			

(2) 超過使用料

区 分			使用料（1時間につき）			
			午 後		夜 間	
			改正前	改正後	改正前	改正後
アマチュアスポーツ	休日等		2,500円	3,000円	4,000円	5,000円
	その他の日		2,000	2,500	3,000	4,000
そ の 他	休日等		4,000	9,000	6,000	14,000
	その他の日		3,000	6,500	4,500	11,000

2 会議室

(1) 使用料（超過使用料を除く。）

区 分		午 前		午 後		夜 間		全 日	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
第1会 議室	体育館競技場 の全面と併用 する場合	2,000円	2,300円	2,000円	2,300円	3,300円	3,800円	7,500円	8,400円
	そ の 他	3,300	4,100	4,600	5,700	5,300	6,600	13,200	16,400
第2会 議室 第 3会議 室及び 第4会 議室	体育館競技場 の全面と併用 する場合	1,300	1,500	1,300	1,500	2,200	2,500	4,800	5,500
	そ の 他	2,200	2,700	3,100	3,800	3,500	4,300	8,800	10,800

(2) 超過使用料

区 分		使用料（1時間につき）	
		午 後	夜 間

	改正前	改正後	改正前	改正後
第 1 会 議 室	500 ^円	600 ^円	1,000 ^円	1,200 ^円
第2会議室, 第3会議室及び第4会議室	300	据置き	600	700

(備考)

上記1の表中「休日等」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいい、上記1及び2の表中「体育館競技場」とは、京都市体育館の競技場をいいます。

この条例は、平成17年4月1日から施行することとしました。

なお、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例によることとして
います。

京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第74号

京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例

京都市市民スポーツ会館条例の一部を次のように改正する。

別表第1備考以外の部分中

「

6,500円	5,000円	10,000円	7,500円	14,000円	11,000円	30,000円	23,000円
19,500	15,000	30,000	22,500	42,000	33,000	90,000	69,000
1,000							

を

」

「

7,000円	6,000円	12,000円	9,000円	16,000円	13,000円	35,000円	28,000円
22,000	17,000	35,000	26,000	48,000	38,000	105,000	81,000
1,200							

に、

」

「

2,000	2,000	3,300	7,500
3,300	4,600	5,300	13,200
1,300	1,300	2,200	4,800
2,200	3,100	3,500	8,800

を

」

「

2,300	2,300	3,800	8,400
4,100	5,700	6,600	16,400
1,500	1,500	2,500	5,500
2,700	3,800	4,300	10,800

に改める。

」

別表第2備考以外の部分中

「

2,500 ^円	2,000 ^円	4,000 ^円	3,000 ^円
4,000	3,000	6,000	4,500
500		1,000	
300		600	

を

」

「

3,000 ^円	2,500 ^円	5,000 ^円	4,000 ^円
9,000	6,500	14,000	11,000
600		1,200	
300		700	

に改める。

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)